

令和5年度（2023年度）

第1回北海道環境審議会自然環境部会
（地球温暖化部会との合同開催）

議 事 録

日 時：2023年5月17日（金）午前10時分開会
場 所：北海道第二水産ビル 8階 8A会議室（オンライン併用）

1. 開 会

○事務局（佐々木気候変動対策課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回北海道環境審議会地球温暖化対策部会及び自然環境部会を開会いたします。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

気候変動対策課の佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

まず、本日の出席者数でございます。

地球温暖化対策部会が所属員と専門委員を合わせて8名、うちオンライン2名、1名の方がまだお見えになっていませんが、いずれご参加いただけるかと思っております。また、自然環境部会が所属委員と専門委員を合わせて7名、うちオンライン1名にご出席いただいております。両部会とも規則に定める定足数を満たしていることをご報告いたします。

今回の部会につきましては、まず初めに、地域脱炭素化促進区域に係る道基準案につきまして合同で開催することとしております。

この議事が終了しましたら温対部会は終了となりますが、自然環境部会は引き続き次の議事をご審議いただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、お手元の資料をご確認させていただければと存じます。

本日配付させていただいております資料といたしまして、まず、資料1関係の地域脱炭素化促進区域に係る道基準案について、枝番号として資料1-1と1-2、また、自然環境部会の委員におかれましては、加えまして、資料2関係の指定外来種の指定の解除について、枝番号として1から4まで、資料3の北海道生物多様性を保全計画の変更について、枝番号として1と2の資料がございます。

配付漏れがございましたら、事務局までお申しつけいただければと存じます。

続いて、オンライン開催の留意事項についてでございます。

回線容量を圧迫せずにスムーズに会議を行っていただくため、ご発言されない間はマイク、ビデオをオフにさせていただきますようお願いいたします。また、ご発言の際には、手を挙げるボタンを押されますか、または発言のお申出をいただきまして、部会長の発言許可を得た後にご発言をいただきますようお願いいたします。

それでは、これから議事に移らせていただきますが、以降の議事進行につきましては、両部会長と事前にご相談させていただきました結果、山中部会長にお願いいたしますけれども、吉中部会長におかれましてもサポートをよろしくお願いいたします。

それでは、山中部会長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○山中地球温暖化対策部会長 私の記憶が正しければ、16年間、道庁の会議に毎年関わっているのですが、このように両部会が合同でやるのは初めてなので、どういう感じかなと思いつつながら、ある意味でワクワクしております。

まず最初に気がついたのは、二つの部会の名簿の形式が違うということです。違うとい

うよりも、多様性を楽しんだらいいのかもしれませんが。よく見てみると、(委員の出席について)片方は対面と書いてあるし、片方は空白だし、また、片方には欠席委員の名前はないとか、専門委員と委員が分かれた名簿になっているとか、また、座長が読みやすいようにかどうか知りませんが、振り仮名が振ってあったり、振り仮名が別に表記されていたり、私はこれだけで楽しめるのですけれども、ここに多様性そのものが見えるのではないかと思います。これはアイスブレイクのつもりで発言しました。

それでは、議事に進みたいと思います。

(1) 地域脱炭素化促進区域に係る道基準案について、事務局から説明をお願いします。
○事務局(尾原気候変動対策課長補佐) 気候変動対策課の尾原でございます。本日はよろしく願いいたします。

地域脱炭素化促進区域に係る道基準案についてでございますが、前回、3月の部会で制度についてご説明させていただきましたので、今回は、道基準案についてご意見を賜りたいと思っております。

スライド資料と別紙を用意してございますけれども、これまでに説明した資料や、基本的には親会で使用した資料を使っていますので、手短にご説明いたしまして、ご審議いただく時間を確保したいと思っております。

資料1-1の地域脱炭素化促進区域に係る道基準案についてと資料1-2の地域脱炭素化促進区域に係る道基準案について(別紙)の二つを用いて説明させていただきますが、まずは資料1-1のスライド資料をご覧ください。

各ページの右下にページ番号を振っていますので、参照しながらお話を聞いていただければと思います。

では、スライドの1ページをご覧ください。

地域脱炭素化促進事業制度の振り返りのスライドでございます。

まず、制度の趣旨といたしましては、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入を促進する制度でございます。

その中でご審議いただいている都道府県基準については、促進区域の設定に際して環境省令で定める全国一律の基準に上乘せ、横出したしまして、地域の実情(自然的・社会的条件)に応じた環境の保全への適正な配慮を求めるための基準となっております。

この制度は、ワンストップ窓口とかアセス法の配慮書の省略がございまして、この都道府県基準によって、許可を不要にしたり許認可の基準を緩和するものではないことを申し添えたいと思います。

続いて、スライドの2ページ目をご覧ください。

都道府県基準の構成でございますけれども、四つございまして、①通称除外区域と呼んでいるところ、続いて、②考慮対象区域または事項、③適用除外、④特例事項とある中で、今日ご審議いただくのは上の二つの①市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域と②考慮対象区域・事項についてご意見をいただければと思います。

スライドの3ページ目からは、別紙でお示しした道基準案の中で、自然環境分野に関わるものの規制状況を説明するスライドとなっております。

以下、説明させていただきますので、スライドの3ページをご覧ください。

まずは、自然公園の状況についてまとめております。

自然公園法と道立自然公園条例において、国立国定公園、道立自然公園を設定されているところですが、大きくは特別地域と普通地域に大別されておりまして、特別地域は設置が禁止されている事業ができないエリアと、許可制で許可を取得すれば事業ができるエリアに分かれているところでございます。

普通地域にあつては、要件に合致すれば届出が必要ではございますけれども、それ以外の事業については特に手続なく事業ができるエリアとなっております。

スライドの4ページをご覧ください。

こちらに国立国定公園の全道的な分布をお示ししてございますので、ご参照ください。

スライドの5ページ目をご覧ください。

こちらは、国立公園の例を釧路湿原国立公園の場所でご説明しておりますけれども、ご覧のとおり、自然公園ですので、自然の条件はもちろんのこと、鉄道や高速道路、木、既に開発されたエリアなどの社会的条件も踏まえて特別保護地区から普通地域まで設定されている状況かと思えます。

続いて、スライドの6ページをご覧ください。

これは、暑寒別天売焼尻国定公園の天売島、焼尻島の状況をお示ししてございますけれども、島全体が公園に指定されていますが、こちらも特別保護地区から普通地域まで分かれて設定されていまして、普通地域においては、集落等の人が生活するエリアも含まれております。

続いて、スライドの7ページをご覧ください。

道立自然公園の全道的な分布をお示ししてございますので、ご参照いただければと思います。

続いて、スライドの8ページをご覧ください。

道立自然公園のうち、奥尻島の檜山道立自然公園の状況をお示ししてございますけれども、こちら島全体が自然公園となっている例でございます。先ほどの天売・焼尻と同じように特別保護地区から普通地域までございまして、人が住んでいるエリアには飛行場等も含まれております。

続いて、スライドの9ページをご覧ください。

富良野芦別道立自然公園の例でございますけれども、島に限らず、本土においても、富良野のようにスキー場とかまち自体が公園の普通地域に含まれているような場所も存在いたします。

続いて、スライドの10ページをご覧ください。

自然環境保全地域の状況です。

自然環境保全地域においては、自然環境保全法、北海道自然環境等保全条例において、自然環境保全地域と道立の自然環境保全地域が設定されているところがございます。

現在、自然環境保全地域や立入制限地区については、原則事業が禁止されているところがございます。学術自然保護地区においても事業の行為が禁止されているところですが、ほかのエリアについては許可制、届出制となっているところがございます。

以降、自然環境保全地域の全道的な分布と局所的な状況をスライドの11ページ目からスライドの16ページ目でお示ししておりますので、ご参照いただければと思います。

続いて、飛びまして、スライドの17ページ目をご覧ください。

こちらは、生物の生息保護区についてお示ししているところがございます。

種の保存法と北海道生物多様性保全条例に基づいて、生息地等保護区が設定されているところがございます。あわせて、鳥獣保護法において鳥獣保護区が設定されているところですが、これらのエリアについては事業が禁止されているエリアはなくて、許可制、届出制という制度が取られているところがございます。

その状況を同じくスライドの18ページ目、スライドの19ページ目にお示ししてございますので、ご参照いただければと思います。

スライドの20ページ目をご覧くださいませでしょうか。

鳥獣保護区の北海道全体の分布域をお示ししてございますので、こちらもご参照ください。

スライドの21ページ目をご覧ください。

こちらは、鳥獣保護区のうち、天売島、焼尻島、利尻・礼文島の周辺の状況をお示ししてございますけれども、天売・焼尻については、公園と同様に島全体が鳥獣保護区となっている状況でございます。利尻・礼文については、島全体とは言えないのですが、8割、9割方が鳥獣保護区となっているような状況でございます。

今ご説明したような保全する区域の規制の状況を把握しながら、次に、スライドの22ページ目をご覧ください。

環境審議会の委員の方々からも、ご覧いただいた一覧表のようなエリアを除外区域に設定してはどうかという具体的な提案をいただいているところがございます。

こうした法令など、もしくは、道の指針などによる保全のエリアと委員の方々からのご意見を踏まえまして、そういったエリアについて、スライドの23ページ目、除外区域と考慮対象区域事項への振り分け案のスライドですが、このような考え方に従ってそれぞれのエリアを除外区域に振り分ける、考慮対象区域・事項に振り分けるといった作業を事務局で行いまして、作成したのが同基準案の別紙でございます。

振り返りといたしまして、①除外区域については、区域の範囲が地番等で明確にされて、また図示されている区域であって、法令などで施設の設置が困難な区域を除外区域として振り分けているところです。②考慮対象区域については、環境の保全、促進区域の設定をする際に環境の保全への適正な配慮が必要な区域、考慮対象事項については、事業実施に

当たって環境の保全への適正な配慮が必要な事項について記載しているところでございます。

スライドの24ページ目は、今回お示しした道基準案の状況を真ん中に記載していただき、あわせて、委員の方々の意見を参考にしたA案というものを一番下に比較として用いているところでございます。

数の比較ではございませんけれども、除外区域については22、委員の方々の意見を含めると43になるような状況ですが、あわせて、先行している四つの他府県の状況を下に記載してございます。また、さらにスライドの25ページ目で、もう少し詳しい各都道府県の状況をお示ししてございますので、ご参照ください。

それでは、説明は最後になりますが、本日ご審議いただきたい事項をスライドの26ページ目に記載しているところでございます。

資料1-2の道基準案の別紙に除外区域案、考慮対象区域・事項案をお示ししていただきますので、これらに設定されている区域、収集すべき情報について過不足がないのか、もしくは、設定の根拠や適正な配慮の考え方について、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思っております。

私からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○山中地球温暖化対策部会長　ここまでの事務局の説明や基準案について、ご意見等はありませんでしょうか。

○中村委員　確認させてください。

今の事務局提案というのは、再生可能エネルギーについては様々な種別があると思うのです。太陽光パネルであったり、風力であったり、地熱であったり、そこをどういう形で考えて提案されているのか、全部を含めた議論をされているのか、後でその種別に分けていくのか、それとも、これはあくまでも太陽光パネルのみを提案しているのか、そこを教えてください。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐）　今、我々がお示ししている道基準案については、現状、施設別ということではなくて、全ての施設の基準をまとめて記載していただきますので、ある特定の事業のみに適用する基準案には今はなっていないところでございます。

この部会が終わった後に、この部会の意見を含めて親会に報告いたしまして、親会でご審議いただきますけれども、その中で、この基準を施設別に分けるといった議論を今後させていただきたいと思っております。

○中村委員　確認ですけれども、最終的に出てくるときには、施設ごとの除外区域とか考慮区域が出てくるのですか。最終的な道の指針として出すときは必ず施設ごとになっているのですか。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐）　施設一つ一つに基準をつくるのか、共通しているところはまとめて示すのかという分け方の形態は、親会を含めてまたご提案させていただければと思っておりますけれども、基本的には、太陽光パネルについてはこの基準を守る

とか、風力発電についてはこの基準を守ることが分かるような形で基準案を作成させていただければと思っております。

○中村委員 今日には仕方ないのですけれども、できれば最初にそういう形で出していただいたほうが、事業者側もどの再生可能エネルギーを使うかという目で見えてくると思います。今日は全体の議論になってしまうのですが、これからは施設ごとにやっていただいたほうがゴールに早く近づけるのではないかと思います。

これは意見です。

○山中地球温暖化対策部会長 私も、今までは全体について説明していますが、例えば、風力発電であれば鳥の問題は大きいとか、太陽光パネルであれば緑の問題が大きいとか、いろいろありますけれども、ここでは全部を網羅して体系的にというわけではありません。例えば、普通地域が今回から問題になると思いますけれども、そこには風力発電は駄目かもしれないという意見でもいいとか、そこにはもう人が住んでいるのだから屋根の上に太陽光パネルをつける分にはいいのではないかとか、そういうざっくばらんな意見を聞いて、今後、それに対応して事務局が施設別の案を考えられると思っていました。一つ一つを厳密にするか、一括でやっておいてある施設に関してはこう考えるべきだという付加的な情報がつくのかは分かりませんが、ここでいろいろな意見を出していただくことでそういうものに導くのであらうと思っておりますが、何かしら施設の設備の特性に合わせたような案が次に出てくるその一歩手前だという理解でいいでしょうか。

今、うなずかれましたね。議事録にうなずきは示せませんが、ということですね。

○児矢野委員 遅れて参りまして、申し訳ありませんでした。

今の中村委員のご発言と山中部会長のご指摘の確認ですけれども、環境審議会では、明確に事業種類ごとに基準案をつくることになっていたと思いますし、そのことは前回の会議で確認されていますが、最大公約数的なものをまずつくって、そこから振り分けるというやり方はいかがなものかと私は思うのです。

つまり、今、山中部会長もおっしゃったように、事業ごとに考慮すべき対象はかなり違うので、まとめてひっくるめてやるというのはかなり難しい議論ではないかという印象を持っています。

ですから、その点に関しては、最終的な基準案では事業ごとにやるということが審議会の親会ではっきり出ていますので、その点は確認させていただきたいということです。

また、それに関連して、今回議論したこととか、こういう機会がどういうふうに位置づけられているのか、私はよく分かっていないのです。

今回のこれは審議なのですけれども、取りあえず意見を聞いて、親会に報告して、親会でその結果を踏まえてもう一度議論するという意見出しの機会と理解すればいいのですね。今の山中部会長のお話からそう理解しましたが、そういうことでよろしいでしょうか。

○山中地球温暖化対策部会長 まず、前半のほうで、前回の親会の全てのものに対して施設ごとに出すというのと意見が違っていたので、確認が必要です。もう一回、事務局から

お願いします。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐） 先ほどご説明したとおりでございますが、全ての事業についてこの基準を一つだけぽんと出してという形ではなくて、どの事業がどの基準を守ればよいのかが分かる形にして最終的な基準をまとめていきたいと考えています。それを施設別と表現させていただいているところですが、五つの事業があれば五つの基準ができるのか、もしくは、一つ、二つとその他といったまとめ方になるのか、そのまとめ方については、今後、親会の中でも議論させていただければと思っているところでございます。

○山中地球温暖化対策部会長 今後の話ですので、ここで話してもしょうがないところはあるのですが、親会としては、少なくとも分類を見たら分かるようにするという形ですね。それは親会のほうで決まっていることですね。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐） そうでございます。

○山中地球温暖化対策部会長 2番目に、この会はどういう形なのかというところを確認させていただきたいと思います。

私としては、せっかく両部会から来ていますので、幅広い多様性ということで、児矢野委員が来る前に、一つの例として、二つの部会の出席者名簿を見たらこれだけ多様性があるというアイスブレイクの発言をしました。今回は、次の親会に、この両部会の意見や、アセス審議会などを含めて提案していくための意見出しの場であるということによろしいでしょうか。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐） 結構でございます。

○山中地球温暖化対策部会長 ということで、児矢野委員、どうでしょうか。

○児矢野委員 親会では作成のための基本方針を議論してきたのですが、資料を拝見するとそれが入っていないのです。部会の委員の方々はお分かりになっていないと思うので、それはご提示いただいたほうが良いと思います。

もう一点は、先ほどからお話を聞いていると、道庁の初案とか審議というふうに出ていますけれども、具体的な中身の基準に関して、果たしてこの間初案を示していただいたのかというのは、私ははてながついています。それから、親会でも基準案についての中身の審議はまだしていない状況だと理解していますので、その点は確認させていただきたいと思います。

ですので、道庁さんが何をもち初案とおっしゃっているのかがよく分からないので、その点の明確化、クラリフィケーションをお願いできればと思います。

○山中地球温暖化対策部会長 これまで、考え方ということが親会で議論されていて、温対部会では、親会ではこういう議論があったという資料は前回の部会で示されているので、思い出すためには必要かもしれませんが、強いて言うと今回は出す必要はないと思います。

自然環境部会はどうでしょうか。

○吉中自然環境部会長 前回の部会で基本的な考え方の案の説明をいただいています。本

道や世界に恵みをもたらす豊かな自然環境を保全する、災害の発生の可能性が高い箇所を回避し防災に資する自然環境を保全する、北海道の基幹産業である第1次産業などが有する重要機能を保全する、この三つが大きな方針というふうに説明を受けたと記憶しております。

○山中地球温暖化対策部会長 ありがとうございます。

児矢野委員が言われた後半部分ですが、どういう表現が適切かということをもう一回確認したいということなので、事務局、お願いします。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐） 1月の環境審議会の親会の中で、本日皆様にお示ししている別紙と同じものをお示ししまして、ご審議いただいたところでございます。

その中で、以降については、各部会とかアセス審議会のご意見を賜りたいので、ご意見を伺ってくださいということが決まりましたので、3月の制度説明、今回の道基準案に対する意見聴取というところに進んでおります。

○山中地球温暖化対策部会長 あまり納得されていない感じですね。

○児矢野委員 そうですね。私はよく分かりません。

まず、道基準の基本方針（基本的な考え方）は、取りあえず具体的な案を審議する際に必要なもので、私は、それを改めて説明するというのではなくて、きちんと資料として配付してほしいということです。中で話があったことは理解しております。

二つ目は、あれは考え方を審議した段階なので、中身の話というのは、私たちは紙で意見を出して、質問してくださいという話があったので、質問はこの間受け付けたということで、それに対するフィードバックを道庁からいただいているわけでもないですから、それをもって審議したというのは言い過ぎではないかと思えます。

表現の問題と部会長はおっしゃっていますけれども、まだ親会でも中身についてきちんと精査して議論しているわけではないということはお伝えしておきたいと思えます。

ですから、この会で意見交換をして意見を出すということは納得しておりますが、取りあえず、前提の部分についてお伝えをしたということです。

○山中地球温暖化対策部会長 整理していただきまして、ありがとうございます。

○白木委員 スライドの15に、除外区及び考慮対象区域・事項への振り分け方とあり、区域や考慮対象区をこの考え方に基づいて決めていくということになると思うのですが、①に「ただし、市町村の行政区域の全域を含む区域を除く」と書いてあります。

先ほどのお話であれば、例えば、この事業に対しては除外区だけれども、この事業については考慮対象区とするということもあり得るということだと思います。

私は鳥の専門ですが、たとえばIBAは鳥にとって非常に重要な場所なので、鳥にとって脅威になりやすい風力事業では除外だけれども、それ以外の事業は配慮区となる可能性が出てくるわけですね。

そうすると、その前提の考え方に「市町村の行政区域の全域を含む区域を除く」と書いてしまうと、そのような振り分けができなくなるのではないかと思うのです。

多分、そういったことがたくさんあると思うので、私は、先ほど児矢野委員が発言されたように、やはり、事業ごとに除外区あるいは考慮対象区を設定していくということが必要ではないかと思います。事務局のご意見を伺いたいと思います。

○山中地球温暖化対策部会長 もちろん、一つの意見で、今後、参考にするということがありますが、今の段階としてどう考えているかということをお願いします。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐） 「市町村の行政区域の全域を含む区域を除く」という表現については、今、白木委員からもご意見をいただいたとおり、親会の中でもご意見をいただいている状況ですので、今の白木委員のご意見も含めまして、対応案を考えて、次の親会でのご審議につなげていきたいと思っていますので、この自然環境部会でもご意見を賜りたいと思っています。

○山中地球温暖化対策部会長 白木委員の意見であれば、例えば、鳥の保護等を考えるときの風力はより厳しくいろいろな条件を加味し、そうではないものは、それを一律に当てはめるわけにはいかないので、結局は全ての設備ごとに案を出してほしいということにつながると私は理解しました。

今の発言は、座長と個人的な意見が交じった感じがするので、気をつけます。

白木委員、何かあればお願いします。

○白木委員 今日、これからこの件に関しての審議をしていくわけですから、その点が曖昧だと、どのような形で進めていくのか分からないので、決めていただいたほうが良いという気がします。今日は全体的な議論をするということでしょうか。

○山中地球温暖化対策部会長 全体ということもありますが、個別的に、全体はこうであるけれども、風力に関してはこういうことは厳しくしなければならないという発言があれば、次に進めると思います。私の個人的な意見です。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐） そのように進めていただければと思います。

○山中地球温暖化対策部会長 せっかく両部会の委員がいますので、温対部会の委員からも発言があればお願いしたいと思います。

○小林専門委員 私は、部会でお話を聞いていて、この事業については、地域が主導して再生可能エネルギーに取り組むことによって地域課題を解決していこうという考え方であるので、取り組む電源についても、場所についても、地域がしっかり検討できるような余裕を持った基準であるといいなと思っています。

先行してほかの地域でもいろいろ区域の設定が始まっていて、それを見ると、例えば、公共施設の屋根を促進区域にしようとか、市町村が持っている土地のところにソーラーをつけて、その電気を地域新電力で地域の方々に売電して地域全体でCO₂を削減しようとか、そういった取組も検討されているようです。今、地域によっては、実行計画づくりができていないところもあって、いろいろ濃淡があると思うのですけれども、地域が十分検討できるような基準づくりが必要ではないかと思います。

また、日本は、どうしても事業者が中心となって再エネの事業が進められていっている

のですけれども、再生可能エネルギーが広がっている欧州などを見ると、地域が中心になっていて、ゾーニングにしても事業計画についても専門的な人材がいたり、そういう人がいないところは国とか州が人的な派遣というか、補完をするような取組もしながら、地域で考える力をつけていって、それで広がりを持っていると思っています。

ですから、地域がどのような取組をしながら脱炭素に取り組んでいかなければならないのか、誰かにお任せして発電やCO₂の削減をしていこうということではなくて、地域の一人一人が自分事として取り組んでいかなければいけないので、ここでの議論ももちろん大事ですけれども、地域が十分に検討できるように、また、地域が検討できるような支援を、道でも国でもいろいろな派遣制度をつくられているので、そういった支援をしながらやっていかないと、このままでいくと本当に大変な状況になっていくと思います。生物多様性の保全に一生懸命取り組んでいる若い方たちのお話を聞いてもそう感じますので、しっかり両立できていくような基準であればなと思っています。

○山中地球温暖化対策部会長 小林専門委員の意見を受けて、一委員として発言します。

この促進区域というのは、今までの幾つかの問題、例えば、許可制の部分であれば、許可だけ出せばもういいのか、そのときに住民との協議がないために住民の理解が進まないというところがあったのを、この案であれば、促進区域を決めたならば、その地域に対して地元の人たちとの協議会がつくられるという形で促進地域が決まりますので、住民が十分理解した上で決めることができる、十分な理解かどうかは分かりませんが、そういう趣旨であるというのはもともとの意味だと思っています。

ただ、声なき自然の声をどう取るかというときに専門家がいないと、アセスでも大変だという話は聞きますので、本当に専門家がいるのですか、自然を代表する人がいるのですかという懸念があるということも事実です。

ですから、今、除外区域という話をしていますけれども、地域でつくる促進区域を決める協議会をどう支援するかということを道として十分に考えるべきで、最後は附帯意見という形になっていくと思いますが、私はそういうものをつけたほうがよいと考えています。

同時に、それがうまくいかないで、声なき自然を代表するような仕組みがなくなってどんどん開発されているという危惧があって、その危惧に一番端的に答えるとすれば除外区域に入れてしまうということで、ただ、地元のもともとの趣旨は、過保護という言い方が正しいかどうか分かりませんが、過保護になってしまう危惧があるので、今までアセスで扱えるような許可制の部分は、ある程度、促進区域のほうに入れていいかもしれません。アセス審のような議論ができないかもしれないので、除外区域にしたほうがいいのではないかという考え方も分かりますが、地域のことを考えていくという意味では、ある程度は考慮対象区域・事項にしたいと思います。ただ、当然、施設ごとに違いますので、白木委員や児矢野委員が出したように、施設ごとの特性を十分に生かした除外区域と考慮対象区域をつくるべきであるけれども、そのときに住民の意見が反映されるような形が望ましく、それを道としてサポートすることが望ましいという考えを持っています。

座長に戻ります。

ほかにかがででしょうか。

○中村委員　そろそろ具体的な内容に入っていいですか。

道の素案に対する意見を言います。

先ほど吉中委員がおっしゃられましたが、最初の考え方は四つだったと思います。アイヌ文化のことが書いてあって、それを1にひっくるめたと思うのですが、あれは配っておいたほうがこれからの議論のためにもいいと思います。あれがないと、頭の中に残っている人はいいいのですが、なぜこれを除外区域にするのかという幹になる部分が見えなくなってしまうので、これからは必ずあれを配ってください。

まず、土砂災害に関する議論ですが、他府県のものを見ると、北海道は基本的考え方の2番目だと思うのですが、例えば、国土交通省が言っている土砂災害危険箇所とか林野庁がやっている山地災害危険地域とか河川区域に太陽光パネルなり風車なりを置くことはまず考えられません。流れの阻害になりますからね。それが道の中では考慮区域に入っているのか、もしくは入っていないのか分かりませんが、少なくとも除外区域に入っていないのです。これは、2番目の考え方としておかしいのではないかと思うので、担当部署にしっかり聞いてください。他府県では除外区域にしているところのほうが多いぐらいですが、北海道の場合は防災の面について除外区域に入っていないと思いました。

それから、希少野生動物の保護区についても、北海道案はどうなっているのか、考慮区域になっていたのかもしれないのですが、そこに再生可能エネルギーを持っていくという理屈は、先ほど吉中委員がおっしゃった1番目のところから考えても、除外区域に持つべきではないかと思いました。

それから、普通区域について何も入っていないのです。たしか考慮区域も普通地域には入っていないです。国立公園とか道立の自然公園についてです。先ほど小林専門委員や山中委員がおっしゃっていたのは、自治体の判断、選択肢を取ってしまうのはよくないという意味だと理解しました。そういう考え方は当然あると思うのですが、考慮すべき区域については、やっぱり普通地域は入れておいたほうがいいのではないかと思うのです。国立公園の普通地域とか道の普通地域に太陽光パネルがどんどんできていくという姿は、1番目の議論から、北海道にとってふさわしくないのではないかと思っています。

それから、森林に関して、地域森林計画対象森林というのは、都道府県が設定する森林計画の議論だと思うのですが、そこに再生可能エネルギーを持っていくという話があり得るのか。これも基本的に除外ではないかと思うのですが、森林計画の対象森林に関して、森林法が定めるところですが、そこも検討していただきたいと思いました。

それから、風致とか文化に関して北海道はあまり指定していないのですが、例えば、都市計画法の風致区域とか、都市緑地法の特別緑地保全地区とか、他の都府県は結構除外区域にしているのです。その辺をどういう考え方でやっておられるのか、北海道は考えていないようなので、そこも検討いただきたいです。

文化に関しては何もありませんけれども、重要文化財があるのではないですか。国指定の史跡とか名勝とか、そこを何も入れていないのはおかしいのではないかと思います。

また、特に風力の面ですが、海岸が気になっています。海岸法が定める海岸保全区域が道基準では除外区域になっていないのですけれども、他府県ではなっているところが結構あります。海岸保全区域も除外区域に入れるべきではないかと思いました。

最後に、水道水源です。本当にそうだったかのかどうかは別として、中国の人たちが水源を買いに来ているということで、たしか水環境部会の中でも議論されて、北海道は条例をつくったと思います。その区域について北海道で保全しようとしてわざわざつくった条例だと思うので、そこは除外すべきではないかと思いました。

○山中地球温暖化対策部会長 せっかくですからいろいろな人の意見を聞きたいところですが、中村委員からあった意見に基づいて事務局で判断してください。

ほかに、特に専門委員からこの機会に意見を聞きたいと思います。

○松島専門委員 北大の松島です。よろしくお願いします。

私は、今回からの参加になりますので、前回までの議論を踏まえていないという点で、既に議論済みであれば恐縮ですけれども、自然公園の件に関して、先ほど中村委員からも普通地域の話がありました。本来であれば、日本の国立公園制度で普通地域がバッファゾーンとして特別保護地区とか特別地域の周りにあるべきですが、そういうつくりにはなっていない点を踏まえると、自然公園の隣接区域もせめて配慮事項に入れたほうがいいのではないかと思います。境界を挟んですぐ隣に風車が建ったりすると、本当に保護区として機能しているのかという点が非常に疑問ですので、そこを1点ご指摘しておきたいと思います。

○山中地球温暖化対策部会長 ありがとうございます。

ほかに、専門委員からお願いします。

○溝口専門委員 森林総研の溝口です。

文化的なエリアとかアイヌの人たちの大事にしているエリアが意外とこの基準にあまり含まれていないのですが、今、議論があったので、私も同意見です。

もう一つ、保護区の境界の話も出ていましたけれども、行政区分ごとに設定するとなると、こっちのまちではもともと網がかかっている、隣まちでは網がかかっていないエリアが実はあるようです。地域住民全体とって行政区分で分けてしまうと、そういうところの配慮ができなくなってしまうので、エリアだけではなくて、その周辺も含めて考慮すべきではないかと考えています。そこは、少し考慮すべき内容として組み込めるような形ではどうかと思っています。

○山中地球温暖化対策部会長 おっしゃるとおりですね。

○猿子専門委員 野鳥の会の猿子です。

私も、今まで欠席していたものですから、今回が初めてになります。

いろいろなご意見が出ていますが、この案を見ると、I B Aのことが入っていますし、

センシティブティマップも入っているということで、非常にいい案ではないかと思いました。

それから、中村委員のお話は、今後についても非常に参考になりました。

地域のことについては、北海道は風力発電がめじろ押しというか、将来的には何千基も建つのではないかという状況で、地域地域と言われていますが、やり方を見ていると、最初に事業ありきで、そこから地域に降りてきて、地域が無理にやらざるを得ないという状況のようなので、やはり、声を出さない鳥とか野生動物たちに私たち専門委員は配慮していかなければならないと改めて深く思った次第です。

○山中地球温暖化対策部会長 坂東専門委員、お願いします。

○坂東専門委員 まず確認したいのですが、除外区域というのは、基本的には法律でいう原則禁止という捉え方でいいのですか。

○山中地球温暖化対策部会長 事務局からお願いします。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐） 複雑なのですけれども、前提として、この制度自体、市町村とか地域が脱炭素化をどうするか考えるときに取る手段として一つ用意されたものでございまして、全ての再エネ事業が今ご議論いただいている道基準に従って行われるわけではありません。ですから、先ほどご発言があったとおり、地域発ではない事業者発のこれまでのような再エネ事業は、この制度を使わずに、既存の法令の枠組みでもできることとなりますので、除外区域を厳しくして全ての事業がそこでは禁止になるということではございません。

○中村委員 僕も最初は間違えていたのですが、基本的にアクセルなのです。再生可能エネルギーを促進しようとする今回の案であって、そうすると、アセスの一番最初の段階をカットできるということです。ですから、今までのそれ以外のものは脈々と残っているわけで、促進区域のこの制度を使わなければ、普通のアセスでやっていけばいいだけの話です。

ですから、あくまでもアクセルにどのぐらいブレーキをかけられるかという議論であって、今までどおりのものはきちんと残っていると考えていただいて、再エネ開発は普通のアセスの仕組みを使えばできるということです。そこには何も手をつけていません。

○山中地球温暖化対策部会長 一言言っておくと、アセスの最初の段階をカットできるというよりは、推進の協議会をつくってそこで行うことになるので、業者から見たときにはカットされていると見えるということです。

事務局からも説明をお願いします。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐） 追加ですけれども、アセスも、アセスの全てがカットされるわけではないです。アセスの手續として、配慮書から最後の報告書まで五つの段階があるのですが、一番最初の配慮書という手續はこの基準で代替するのでショートカットされますけれども、以降の四つの手續は、道が設置する環境影響評価審議会ですべてどおりのアセスが行われますので、この制度を使うとアセスが丸々なくなるというこ

とではございません。

○児矢野委員 補足ですけれども、今、話が出ていたアセス以外にも、森林法とかいろいろな法令に基づく事業の許認可が簡略化されるというものが適用になるのです。ですから、中村委員がおっしゃったように、促進のための規制緩和の区域をつくるという発想です。ですから、できなくなる話ではないです。

もう一点は、今、アセスの話が出ていまして、一番初めの配慮書だけですけれども、配慮書というのは、立地だけではなくて、施設の構造とかいろいろなものが含まれているので、その部分の道による審査が外れるというのは、実はかなり大きな意味があるというふうに法学研究者は理解しています。

中村委員がおっしゃったように、事務局もおっしゃっているように、禁止ではなくて、特典を受けられなくなるということです。特典というのは、つまり手続の簡略化であるということです。

○坂東専門委員 ありがとうございます。

意見ですけれども、これから30 by 30みたいな考え方で、何らかの形で、この基準に引っかかってくるものとセットで、そういう地域を増やしていかなければならないのです。30%ということと言うと、今、北海道は十何%ですから、倍ぐらい増やさなければならぬということ、全部にこれがひっついてきてしまうと、なかなか厳しいのではないかと思います。保護区を増やすというときにこれが全部ひもづいてくると、なかなか厳しい議論になってくると思いますし、現実味がなくなってしまうということもあるのかなと思いました。

むしろ、考慮対象区域をしっかりと広く取ったほうがいいと思いますが、促進という部分と、明確に除外としてしまう部分とのバランスをどう取るのかがすごく重要になってくるのかなという印象を持ちました。

○山中地球温暖化対策部会長 松島専門委員、お願いします。

○松島専門委員 今の件に関して、私もお伺いしたかったことがあります。

考慮対象区域となった場合、全て1対1で考えた結果、ある地区は大丈夫、次の地区も大丈夫ということで建設が進められる形になっていくと、今、坂東専門委員がおっしゃっていたように、全体の自然の割合がどんどん減っていく一方になってしまって、今のネイチャーポジティブという考え方とは大分そぐわないものになってしまうのではないかと思います。

例えば、配慮事項で入っている対象区域は、恐らく重なっている部分もたくさん入ってくると思うのです。配慮事項の対象区域としてある地域を見た場合に、そこに三つか四つ重なっていて、でも、それは配慮事項なので1対1でいくと全部消されて、そこは建ってオーケーという話になってしまうので、例えば、五つぐらい配慮事項があるところは建てない場所にしましょうとか、そういった重みづけを考えられているのかということをお伺いしたかったのです。

○山中地球温暖化対策部会長 事務局、お願いします。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐） まず、考慮対象区域についてご説明いたしますと、考慮対象区域は、動植物の生息域とか、現状、動いてしまって固定のエリアが定まっていなところは考慮対象区域にして、現地調査なり文献調査なりをした上で、守るべきところを除くとか、事業ができるにしても、地域の意思としてここは守りたいという形で促進区域から除くといった作業をするというのが考慮対象区域になっております。仮に考慮対象区域の観点が三つあるとしますと、どれか一つでも該当すれば、そこは促進区域から除くというのが適切なやり方だと思っております。

ですので、考慮対象区域の観点が重なったときに、三つだからここは促進区域から除くとか、二つだったら促進区域に含めていいのかという議論ではなくて、それぞれの観点で保全すべきか否かを地域がカウントすることになりますので、どれか一つでも該当すれば促進区域には含まれないことになると思っております。

考慮対象事項については、騒音とか、排水への影響とか、事業を実施する際にそれぞれ守らなければいけない事項ですので、騒音について守れば排水のほうは守らなくていいということではございません。全ての考慮対象区域・事項について検討した上で、それをクリアするところが促進区域になったり、それを守った上で事業を行うといった基準になるものと考えてございます。

○吉中自然環境部会長 一委員としてお聞きしたいのですけれども、そうすると、考慮対象区域であれば促進区域にできないというご説明ですね。それでよろしいのですか。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐） そういうわけではございません。

考慮対象区域になると、現地の調査や文献調査でそこを促進区域に含めるのか否かという検討を市町村や地域が行った上で促進区域を決めるということですから、必ずしも促進区域にはまらないということではないです。

○吉中自然環境部会長 先ほどのご説明と矛盾していないでしょうか。もう少し整理して説明していただきたいと思えます。

大変重要なことだと思うのです。考慮対象区域に選ばれば促進区域に入らないというご説明をされたのであれば、促進区域から除外する区域とすればいいだけであって、考慮対象区域にすべきではないと思えます。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐） すみません。

今、確認したところ、私は考慮対象区域に入れば促進区域に含まれないことになるというご説明をしたようですが、そこは誤りでしたので、ご訂正させていただきます。

考慮対象区域に設定された区域については、市町村や地域において、現地調査なり、地域の意思を勘案した上で促進区域に含めるか否かを検討する区域になります。

失礼いたしました。

○山中地球温暖化対策部会長 ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 具体的な配慮事項に対する意見として、何度か出ていたと思うのですが、累

積的な影響という項目が入っておりません。これは、法アセスでも義務にはなっておりませんし、実際に査定法が確立されていないといった難しい問題ではあるのですが、環境省の指針の中でも、法アセスには含まれなくとも環境配慮基準にはそういうものを載せてもよいという書き方がされています。環境省は、むしろ都道府県でそういったものをつくってほしいということなのではないかと考えます。

北海道に関しては、既に様々なところに風力や太陽光パネルがたくさんできていますし、隣接してできているところもたくさんあります。例えば、釧路湿原では、法アセスにかからない規模で、国立公園の普通地域も含めて太陽光パネルが非常に多くなってしまっていて、様々な自然環境への影響が懸念されているところです。恐らく、これから根釧地域では条例で太陽光パネルが規制されていくのではないかと思います。こういった北海道の現状をふまえて、累積的な影響に関しては考慮事項に入れるべきだと思っています。

査定が難しいのは分かっていますが、建てようとする場所の周辺にどのぐらいの再生可能エネルギーが既にあるのかを把握し、それらによるものも含めた影響をどのように評価していくのかということは、専門家と一緒にぜひ各市町村で考えていかなければならないと思うので、入れていただけないかという提案です。

○山中地球温暖化対策部会長 累積的については、私も懸念を持ちます。そういう意味では、うまく配慮事項とかに入れるほうが良いと思っているという意見を出します。

ほかにありませんか。

○吉中自然環境部会長 部会長としてなのか、委員としてなのか、曖昧なところがありますけれども、親会の委員でもありますので、親会で議論していきたいと思うのですが、私から出している意見は、今日配っていただいた資料の14の①です。主なご意見と書かれてありますけれども、太字のところも含め、太字ではないところも含め、全て除外区域にすべきという意見を今も私は持っているということをここでもう一度確認させていただきます。

その理由等については、意見書を道庁に出しておりますので、必要に応じて公開していただければ結構ですけれども、例えば、スライドの4-1の釧路湿原国立公園と地種区分が書かれてあります。私は、14番のところで、自然公園の普通地域も含め、全ての区域を除外区域にすべきであるという意見を出しています。例えば、釧路湿原で見ますと、東側の部分が青い色、つまり普通地域に指定されておりますけれども、ここも釧路湿原にとっては非常に重要な部分です。さらに、公園指定後、いろいろな知見が集まってきておまして、希少な動植物がここにも生育、生息していることが分かってきております。

さらに、松島専門委員がおっしゃったように、隣接地域ということで、この普通地域のすぐ隣接したところや普通地域の中でのソーラーパネルの乱立が非常に懸念されている、あるいは既に起こっているということがありますので、北海道の自然公園の普通地域と道外の自然公園の普通地域とは大きく質が異なることが多いです。そういう意味で、単純に普通地域を除外区域から外すというのは納得できないという意見を出しております。それ

が一つの事例です。

それから、I B A、K B Aもぜひ除外区域に入れるべきという意見を出しております。

例えば、K B Aであれば、S D G sでの指標として位置づけられており、国際的にも非常に重要な地域という位置づけがされています。そういうところを促進区域にするというのは、理念上、全く相入れないものだという意見を持っております。

都府県の状況ということで、今回、限られたところだけを書いていただいておりますけれども、北海道以外の都府県の設定もどんどん進んでおりますので、もし可能であれば、もう少し広い事例を次回の親会の際にでも教えていただければと思います。

○山中地球温暖化対策部会長 一つ質問ですが、先ほど釧路湿原の普通地域の話が出ましたけれども、素人的には、これは普通地域ではなくてももう少し上のランクに上げればいいではないか、だから、ここの除外とかそういう議論ではないところでやらなければいけないということなのですが、その辺りはどういう考え方でしょうか。

○吉中自然環境部会長 もちろん、普通地域から特別地域にする可能性はあると思いますけれども、それとこれとは全く話が別だと思います。普通地域を特別地域にする議論がもし必要であれば、自然公園法に照らしてやっていただければいいと思いますし、ここでは促進区域の選定という考え方に基づいて選定すればいいと思います。

○山中地球温暖化対策部会長 他の都府県等では普通地域に建ててもいいかもしれないけれども、北海道の普通地域はかなり特別であるという意味でしょうか。

○吉中自然環境部会長 それが一つと、ほかの都府県でも普通地域を除外区域にしているところはあると理解しております。

○山中地球温暖化対策部会長 分かりました。

○中村委員 情報を言いますと、例えば、埼玉県とか高知県とか鹿児島県については普通地域も除外区域にしています。釧路の例で言いますと、実は、この前、釧路市長に自然再生協議会会長として太陽光パネルを考えてください、条例をつくってくださいというお願いをしたのです。普通地域も含めて、釧路町では条例もつくろうとしているのですけれども、既にメガソーラーができています。それから、釧路湿原の場合は、先ほど松島専門委員が言われたバッファの部分で、市街化調整区域に物すごい勢いでソーラーパネルがつくられています。

実は、今、北海道は市街化調整区域を除外区域に入れてくれているのです。これは大変重要で、他の都府県はこれを入れていないのです。市街化調整区域は、本当は建物を建ててはいけないのですけれども、あれは建造物に当たらないということでどんどん行っている現状があります。ぜひこのまま市街化調整区域は除外区域に入れておいていただけるとありがたいと思います。

○山中地球温暖化対策部会長 一つ質問ですが、除外すればもちろん建てられないので一件落着ですけれども、配慮地域にしても最終的には建つ可能性があるのですか。

○中村委員 先ほどから言っているように、これはあくまでも特別措置の部分が除外され

るだけであって、普通にやれば実施できるのです。

私が言っているのは、少なくとも道として自然環境の保全という考え方を示す意味でも、それをちゃんと載せておくことが重要なのではないか。つまり、市街化調整区域に自然環境が豊かな場所がたくさんあって、キタサンショウウオがそこに分布していて、地図化ももうされていてという現状を考えると、市街化調整区域というのは、北海道においては松島専門委員が言われたバッファードとしても極めて重要だと思います。

○山中地球温暖化対策部会長 本来は、除外の話とは別にもっと規制をすべきだという附帯意見という形のほうがよりふさわしいのではないのでしょうか。

○中村委員 ちょっと意味が分かりません。

○山中地球温暖化対策部会長 これは、単に基準を決めるということなので、この基準に何か思いを込めるというのか、そういう話よりは、もっとストレートに、環境審議会でこういう議論をしたときにこんな問題があるのだという形で、答申ではなくても審議会として意見をまとめることができますので、こういう懸念があるということを表明しますという、そういう話ではないのでしょうか。

つまり、基準案という細かいテクニカルなところではなくて、もっと大筋の言うべきことを言わないといけないのではないかという疑問を持ちました。

○中村委員 大筋のところは、北海道の自然環境を保全するという原理原則的なところを三つなり四つなりつくりました。そして、その部分に合致するものについては、基本、今回の促進区域の議論からは除外なり考慮なりをしていこうということに決まったはずですが。

○山中地球温暖化対策部会長 中村委員が言っていることは、別の話も入ったように聞こえたのです。

○中村委員 僕は、そちらが言っていることに別の話が入っているような気がします。

○山中地球温暖化対策部会長 中村委員は、普通地域というのはどういうものであるかという説明をしたという理解なのですね。

○中村委員 私は、他府県は普通地域が入っていないという議論があったので、三つの他府県については入っていて、市街化調整区域の問題は釧路では既に起こっていて、今、それを受けて釧路市長は条例をつくらうとしています。ですから、道で対応できないものについては、各自治体で条例をつくっていただくなり、もう一つはガイドラインという少し低めのものもあるのですけれども、そういう方向を向いていただくしかないのではないかと思います。今回の北海道案は、市街化調整区域は除外区域として素案が入っています。

○山中地球温暖化対策部会長 分かりました。

○白木委員 法アセスの事業に関わっている経験上の意見です。

配慮すべき区域、配慮すべき事項に関してですが、例えば、法アセス対象事業でも、ここで配慮すべき区域案として出ている場所やその隣接地が計画地になっていることもあり、必ずしも十分あるいは適切とは言い難い環境アセスメント調査の結果であっても、多くの場合は影響は少ないまたは回避できると評価され、結果的に建設されることが多いです。

この促進区に関しても、選考されてしまえば、その後は法アセスの手順にのっとって審査が進んでいくわけですので、事業アセスによる評価の現状もふまえて、配慮事項というものにどの程度の効果があるかということは十分に考えられたほうが良いと思っています。

私としては、配慮や影響回避について求める場合、市町村が適切に対応できるような明確な基準であるとか、何か分かりやすい、こうだったら大丈夫というものを示すということをししないと、うまく機能しないのではないかと考えていますので、その議論も十分時間を取ってできるようにお願いしたいです。

○小林専門委員 道基準のところですけども、先ほど、自然公園の普通地域のことについて、確かに、野立てのメガソーラーとか、道東の地域で本当に痛ましいような計画もあると思っていますのんですけども、一方で、資料の8ページのスライドの5-1だと、奥尻町、奥尻島のことが出ていますが、ここになると全部が普通地域になってしまいます。奥尻町は、脱炭素先行地域で、脱炭素の取組を先進的にやっという100の地域の中に選ばれているのです。

これからいろいろなことをしようとしていく中で、ここは全部駄目よとなってしまうと、では、どうやってCO₂を削減するのか、もちろん省エネもあるのですけれども、そもそも発電所から出るCO₂が多過ぎるわけで、電気を変えていかなければということもあると思います。基準を緩めてということではなくて、普通地域の扱いもそうですけれども、今、適用除外というものもあって、例えば、屋根に乗せるソーラーはいいとか、農地であればソーラーシェアリングとか、牧柵のような形で置くようなソーラーパネルもあると聞いていますが、農業者の方たちも脱炭素にしっかり取り組まないと、9割以上が重油とか軽油を使われてCO₂をたくさん出されているとも言われているので、そういう方たちの取組もしっかり地域の中でできるような基準と、その基準の中での対応、除外ということを考えていければと思います。

○山中地球温暖化対策部会長 設備によっては除外、除外ではないというものをちゃんと分けて施設ごとに示すべきだという意見に近いですし、奥尻は奥尻町ということで人が住んで営んでいる場所ですので、例えば、海鳥とかに影響がない形であれば当然進めてもいいのではないかと、やはり、単純な今の段階の普通地域に入れる入れないという議論よりはもう一つ精度を上げた形がいいというように聞こえましたが、どうでしょうか。

○小林専門委員 電源によっていろいろな考え方があると思うので、私が先ほど申し上げたのはソーラーの部分で、太陽光、ソーラー以外も全部ひっくるめてということではありましたが、それぞれに合わせた考え方をしていければいいのかなと思います。

○白木委員 たしか、規模要件というものもこの配慮基準の中に盛り込んでいけるはずだったと思いますので、それこそ、個別の事業ごとにこういうものだったらオーケーというものを盛り込んでいけばいいのではないかと考えています。

○吉中自然環境部会長 小林専門委員、どうもありがとうございます。私も全く同じように考えております。

KBAのときの議論でも親会で少し申し上げましたけれども、奥尻の全域が自然公園というのは本当に素晴らしいことだと私は思うのです。それをこれからもぜひ支援していきたい、盛り上げていきたい、自然公園として活用していきたいと私は思っておりますが、もしそういう場所があったら、そこは特例扱いも考えていいのではないかと思います。しかし、それをもって北海道全域の普通地域を対象から外すというのは本末転倒ではないかと思います。普通地域は除外区域にする、ただし、それによってある市町村全域が含まれてしまう場合は例外措置として何か考えるというのがいいのではないかと思います。

それから、地域主導でという考えにも全く同意させていただきたいと思うのですが、それに当たっては、やはり、北海道からの支援にどういうのがあるのかということと一緒に議論しないと、現実がどうなっていくのか大変不安です。アセスについても全く同じで、手続の一部を市町村がつくる協議会で地域の人たちの参画を得て議論していくというアイデアは素晴らしいのですが、今、北海道のアセスのプロセスでやっているような慎重な議論、審議が本当にできるのか、それをするためには道側からどういう支援をしていかなければいけないのかということも併せて議論していかないと、おかしなことになっていくのではないかと思います。

その辺が、小林専門委員がおっしゃったことに対する私の意見です。

もう一点は、これから種類ごとの基準を考えていく、まずは大きな基準、全体の基準を議論してからというご説明ですが、施設ごとの基準というのは、大きな全体の基準よりも厳しくなるのですか、それとも弱くなるのですか、そこはどう考えればいいのですか。

○山中地球温暖化対策部会長 私は、今までは、これは全体なので厳しい厳しくないということではなく、大体の基準ですから、そこからプラスになったりマイナスになったりたくさんするのではないかと考えていました。

それは私個人の意見ですが、事務局はどう考えますか。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐） まとめると厳しくなるとか、分けたら緩くなるとか、分けると厳しくなるといよりは、風力発電については、バードストライクの影響があるから、その点については風力発電の特性に従った促進区域とか考慮対象区域の基準ができるというだけですので、緩くなるとか狭められるということではないと思っています。

○中村委員 お願いですが、6月の最初の週ぐらいに親会があると思うのですが、そのときには原案として施設ごとの規制の区分をきちんと書いて出していきたいと思うのですが、大丈夫でしょうか。

心配になってくるのは、北海道環境審議会は、議論をし始めたのは早かったのですが、もう後発隊になっていて、ほかの都府県は既に除外区域なり考慮区域なりをもう決めているので、そういう意味ではもう少し急いだほうがいいのではないかと思います。このペースでやっている、今年もできない可能性が出てきます。せっかくここでいろいろ

なご意見が出ましたし、先ほどの自治体の裁量も考慮した上での特別の措置も検討するという話も出てきて、僕もとてもいいと思うので、ぜひ早めるためにも施設ごとの基準を出していただきたいと思います。やっただけですか。

○山中地球温暖化対策部会長 事務局、どうぞ。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐） ご意見をありがとうございました。

我々もそのように努めたいと思います。それに向けて検討を進めていきたいと思っております。なるべく次回までに施設別ができるように検討を進めたいと思っておりますけれども、今の段階ではやり切りますというところまでは言えない状況ですけれども、それに向けて努力してまいりたいと思っております。

○山中地球温暖化対策部会長 前に進める上でも、今日の議論の雰囲気からすれば、施設ごとに出していくことが重要だと部会長として認識しています。

○武野委員 エネルギー価格が非常に高騰し、ついに電気料金も値上がり幅がほぼ確定しました。福島原発事故以降、脱炭素に向けた動きがどうなっていたのか改めて疑問に思います。その中で、脱炭素への動きを加速するアクセルになることは、歓迎すべきことではあるのですが、論議の中でも出ております北海道の世界に誇る自然環境や文化遺産をどう守っていくのか。

私の言いたいことは、この後、イノベーションがあつて、どこでどんな変化があるか分からないですし、どういう施設が新たに生まれるかも分からない。今論議していることがそのまま通用するのか、定期的に見直しの論議があるのか、その論議はどこで行うのかを教えてください。

○山中地球温暖化対策部会長 事務局、どうでしょうか。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐） この基準は、一度策定してしまえばそれで終わりということではございませんで、今後、必要に応じて見直しの機会があると思っております。

○山中地球温暖化対策部会長 見直す際には、環境審議会とか部会で意見は出せるというのか、そろそろこういう問題があるから見直したほうがいいのかとか、そんな仕組みは入るのですか。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐） 基準の見直しのプロセス自体は、審議会のご意見を踏まえて策定する基準になりますので、同様に審議会のご意見を聞きつつ改定といった作業になると思っておりますし、この基準において、こういった不具合とか事例があるというものをお寄せいただければ、改定の必要性の議論に加えて見直しの議論を進めてまいりたいと思っておりますけれども、今、確定的にいつ改定するといったことまでは申し上げられない状況です。

○武野委員 制度設計の一環ですので、つくったのであれば、1年後とか2年後とか、年限を切って確実に見直しをするような仕組みにしたほうがいいのかと思うのです。

特に、これに関しては、論議があるので、1年後に点検をすべきではないかと思っております。

○山中地球温暖化対策部会長 点検というプロセスはあるのですか。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐） 制度上、点検というものはないところですが、状況をつぶさに注意しながら必要な対応をしてみたいと思っています。

確かに、配慮地域とか除外でこれだけ議論があつて、配慮のときに住民主導のほうがいいと言いつつながらもうまくいっていないときには何か変えなければいけないとか、そういうことを危惧するので、見直すプロセスは明確にしたほうがいいような気がします。

○中村委員 僕も、やったほうが良いと思います。

我々が想像できないいろいろな問題は、促進側にしろ、ブレーキをかける側にしろ、出てくる可能性があるので、おっしゃるとおり、1年はちょっと短いかもしれませんが、2年ぐらいの期日を置いてきちんと見直してチェックをかける、もう一度検討し直すというものをに入れておいたほうが、皆さんのもやもやしている部分も再度改良できるのではないかと思います。

○山中地球温暖化対策部会長 児矢野委員。

○児矢野委員 今、中村委員が大体おっしゃっていただきましたけれども、定期的に見直すという文言を入れれば済むのではないかと思います。その場合に、定期的に見直す、その際には実施状況をできる限り確認の上というのを入れれば良いと思います。

定期的でいつを定期にするかということに関しては、実施後、道基準案の施行後、最初は1年後とか2年後、その後は2年ごととか3年ごとという形ではっきりと文言を入れたほうが良いと思います。文言を入れることは都道府県の判断でできると思いますので、そのように思っています。

その際に、見直しというのは、別に必ず改定をやるやらないという話ではないのですけれども、実施状況も検討の上というのを入れたほうが良いと思います。そうでなければ、結局、机上の話だけで終わってしまいますし、そこまで入っていれば、恐らく審議会を経由することになるのではないかと思います。そのこの手続については、もう一度事務局で確認していただきたいと思っています。そういう文言を入れた場合に審議会を経由することになるかどうかという点は確認していただいて、もし、改定の案が出ないということで、審議会は通過しなくてよいという話になるとまずと思います。

二つ目は、先ほど、施設ごとの案を出していただかないと話が進まないというのは、私も本当にそう思いますので、道の親会で、前回の段階で施設ごとに決めますということになっていたのですが、その基準案をはっきりと示していただきたいのです。それが無い中で一般論として議論していても少しも前に進まないのではないかと思います。

三つ目は、提案ですけれども、親会の委員と道庁の事務局との間で、意見書を出してくれということで、皆さんは結構熱心に意見書を書いて、具体的なものが出ています。それは、部会の委員も議論しているので、皆さんで共有をしていただけたほうが良いのではないかと思います。

もし事前に回覧されていれば、先ほど吉中委員が詳しくご説明なされたことも書かれて

いるので、効率的に議論ができると思います。二つの部会の委員、専門委員も含めて、部会の委員の間ではそれを共有していただきたいという提案です。

○山中地球温暖化対策部会長 ここでも二つの部会を合同で開催することで多様な意見を聞いているということですから、共有はいいことだと思うのですが、問題ないですね。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐） 検討させていただければと思います。

○児矢野委員 会長のご判断が重要ですね。

○山中地球温暖化対策部会長 そうかもしれないですが、ここにいるのは、会長と言いながら、今は委員なのです。

中村委員、ご意見をお願いします。

○中村委員 皆さんがシェアできるような形でいいと思うので、どこかに置いていただいて、必要に応じて意見が見られるというのがいいのではないかと思います。

○山中地球温暖化対策部会長 ご意見をありがとうございます。

予定の時間を30分オーバーしていますが、ほかにいかがでしょうか。

○松島専門委員 基準のところでもう一点だけです。

考慮対象事項として、例えば、夜景のことも少し入れておいていただけるといいと思いました。景観のところに入ってくるかもしれませんが、北海道は建物が何もなくて、そういうところで星を見る人たちも一定数いて、それが地域の重要な景観資源という位置づけになっていると思うのです。ただ、そういうところは再エネ関係のいろいろな施設が建てやすくなってしまっているの、そういうものが入って明滅するものがあると、それだけで資源の毀損になりますので、その辺も考慮事項に入れておいていただければと思いました。

○山中地球温暖化対策部会長 これで締めたいと思いますが、中津川委員からオンラインでコメントがあったそうなので、事務局からお願いします。

○事務局（尾原気候変動対策課長補佐） ご紹介します。

中村委員がご指摘の防災上の観点は、区域設定に重要な要因と考えます。例えば、河川区域などは、促進区域に設定しても河川法で規制されるので心配ないということであればよいのですがというご意見をいただいております。ご紹介申し上げます。

○山中地球温暖化対策部会長 ありがとうございます。

今の場合、まとめることはできませんので、私の理解においてですが、やはり施設ごとの案を出すべきであるという意見かと思います。

○中村委員 今のことでいいですか。

僕も分かっていないのですが、私が聞く限りは、ため池に既にソーラーパネルが置かれているし、しかもダム貯水池にソーラーパネルを置いている例はもうあると聞いていますので、多分、河川法区域内でもできているのではないかと思います。

○山中地球温暖化対策部会長 時間が30分以上オーバーしてしまいましたので、まとめることはできませんが、座長として理解したところは、施設ごとに案を出して、それぞれ

特性に応じて除外とか配慮とかを決めるべきであろうということと、例えば、隣接地域とか行政を超えた形で配慮すべきこともあるだろう、また累積などもあるだろう、それが配慮地域や事項となっていくのでであろうということは理解しました。また、I B Aというもの、特に風車というところでは判断するために重要であることも分かりました。また、普通地域においても、人が住んでいるからとか、いろいろなことがあるとしても慎重に配慮する、ただし、地域ごとにいろいろな特性がありますので、除外区域にはしない除外の除外ということも考えなければいけない。これらを含めて、親会に、部会としてはこんな意見が出たというものを持っていくということが今日話された内容であると理解しました。

これは両部会の合同ですので、吉中部会長からも一言お願いします。

○吉中自然環境部会長 今、山中部会長にまとめていただいたことでほぼ網羅されているのではないかと思います。

自然環境部会の委員から出されていたこととしては、定期的にしっかりと見直すということを入れるべきというご意見と、温暖化対策部会の委員から出されたものに私も賛同するという事申し上げたのですけれども、地域主導で進めていくに当たって、どういう技術的、人的あるいは財政的支援をするのかということも併せてしっかりと考えてほしいということです。また、見直しに当たっては、実施状況をしっかりと整理して、審議会を経て見直しというプロセスにすべきではないかというご意見があったと思います。

個別には、中村委員をはじめ、私も申し上げましたけれども、具体的な除外区域の案がいろいろ出されたということが必要に応じて親会にご報告したいと思います。

○山中地球温暖化対策部会長 ありがとうございます。

本日の部会の意見は、6月8日に開催を予定している北海道環境審議会の親会で報告され、親会で行われる地域脱炭素化促進区域に係る道基準の審議に加えられる予定です。

ご審議をありがとうございました。

これ以降の議事は自然環境部会のみでの審議になりますので、一度、事務局に進行をお返しいたします。

○事務局（佐々木気候変動対策課長） 山中部会長、吉中部会長、ありがとうございました。

ここで、事務局から温対部会に係るご報告が1点ございます。

平成28年7月から地球温暖化対策部会の委員を務めていただきました小林委員が、一新上のご都合により、令和5年5月9日に辞任されたことをお伝えいたします。

長きにわたって委員を務めていただきましたことを、この場をお借りしてお礼申し上げます。

以上をもちまして、第1回地球温暖化対策部会を終了いたします。

自然環境部会の委員におかれましては、引き続きご審議となりますので、このまま少々お待ちください。

地球温暖化対策部会の委員につきましては退出となります。

本日は、ありがとうございました。

[休 憩]

○事務局（本間自然環境課長） 自然環境部会事務局の本間と申します。どうぞよろしく
お願いいたします。

大分時間が押してしまいましたが、これより、地球温暖化対策部会との合同開催に引き
続きまして、自然環境部会の単独での審議を行います。

ここからの議事進行につきましては、吉中部会長をお願いいたします。どうぞよろしく
お願いいたします。

○吉中部会長 皆さん、どうもお疲れさまでございます。

これからは、自然環境部会の専管的な事項を扱っていきたいと思います。

議事が二つ予定されておりますので、順次、進めていきたいと思います。

それから、時間が押しておりますので、もしご了解いただければ、12時30分を目標
にと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 申し訳ありません。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事の一つ目、指定外来種の指定の解除について、事務局からご説明をお願
いいたします。

○事務局（本間自然環境課長） まず、諮問をさせていただきます。

議事2の指定外来種の指定の解除について、本日付で諮問させていただきます。

自然第150号。

北海道環境審議会会長中村太士様。

北海道知事鈴木直道。

指定外来種の指定の解除について（諮問）。

北海道生物の多様性の保全等に関する条例第32条第10項で準用する同条第3項の規
定に基づき、指定外来種の指定の解除について諮問します。

どうぞよろしくお願いいたします。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

審議会に対する諮問ということで、この部会で決めたものがそのまま審議会の答申にな
るという案件でございます。

今、ここに諮問をいただきましたことをご報告いたします。

それでは、中身についてのご説明をお願いいたします。

○事務局（橋本企画調整課長補佐） それでは、私から、資料2についてご説明させてい
ただきます。

資料2-1をご覧ください。

北海道生物の多様性の保全等に関する条例に基づく指定外来種の指定の解除についてという資料になります。

今回諮問させていただいております指定の解除の理由ですけれども、条例に基づきまして指定外来種に指定しているアメリカザリガニにつきまして、特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律（外来生物法）で、条件付きの特定外来生物に6月1日から施行ということで指定されました。現在、条例により指定されることが出来る外来種は法に指定された特定外来生物を除くということにしており、今回、アメリカザリガニが条件付きの特定外来生物に指定されましたので、条例第32条第9項で指定を継続することが適当でないと思えられるものに該当することになり、今回、指定解除をしようとするものでございます。

この条例の抜粋ですが、下の囲みをご覧くださいますと、第32条の2行目から3行目にかけて「特定移入動物を除く」というところがありまして、知事が指定外来種に指定する場合はこの特定外来生物を除くと定められていますので、これが指定を継続することが適当でないと思えるものに当たるということで、今回、指定を解除しようというものです。

これまでの経過は、表をご覧くださいただければと思いますけれども、平成27年に指定外来種に条例で指定をしましたが、最近、令和3年から、環境省で外来生物の在り方検討の中でアメリカザリガニ、アカミミガメをどうするのかという議論を進められまして、令和5年1月に改正され、アメリカザリガニが特定外来生物になっております。

この資料の裏側を見ていただきますと、アメリカザリガニの概要が出ております。

その下の規制の内容ですけれども、条例と法律の規制を対比して書いておりまして、簡単に言いますと、法律の規制がかかることでより厳しくなるということになりますが、条件付きというところで、通常は特定外来生物になりますと、飼養も許可、譲渡しも禁止ということになるのですけれども、当面の間、販売などを目的とするものでないもの、例えば学校で飼うというものは適用除外に、また、譲渡しについても、例えば子どもが捕まえて、それを誰かに譲るということも適用除外にするということがこれまでの特定外来生物と違うということで条件つきとなってございます。

資料2-2をご覧ください。

現在、道の条例で指定をしております指定外来種の全体ですけれども、1枚めくっていただきまして、裏側の一番上にアメリカザリガニが入っており、これを今回外そうという提案となっております。

それから、資料2-3は、外来生物法の特定外来生物の指定状況で、甲殻類についてなのですけれども、上のほうが現状ということで、アメリカザリガニは除くという形で指定されているのですが、これが6月1日の施行によってアメリカザリガニも特定外来生物に入るということに変更になっております。

最後に、資料2-4は、先ほどご説明しました条例の該当部分の抜粋となっておりますので、必要に応じてご参照ください。

説明は以上になります。

○吉中部会長 今ご説明いただきましたアメリカザリガニの件について、何かご質問、ご意見がありましたらお願いします。

○児矢野委員 テクニカルなことも含めてお聞きしたいのですが、まず、資料2-1の令和4年5月の経緯のところは法律改正の話で、参考までに教えていただきたいのですが、広く飼育されており現行法の規制を適用するとかえって生態系などへの被害が拡大するおそれというのはどういう意味でしょうか。

要するに、飼ってはいけないものなので、持っている人が大量に闇で廃棄をしてしまうからいけないという話なのか、その辺りをお聞きしたいです。

逆に言うと、法令改正の趣旨としては、適用対象を外せばそういう生態系が出回ることはなくなるという趣旨ですか。大量廃棄を正面から認めるとい話になり得るのかなと思うのです。

2点目は、今、阿寒湖でウチダザリガニの問題が非常に深刻だということで、地元の環境事務所も含めて、駆除とか上流に行かないようにという対策を一生懸命やっておられるようですが、ウチダザリガニと今回指定解除のアメリカザリガニというのは同じなのか。つまり、今回指定解除すると、ウチダザリガニも全部外されて、昨今、阿寒湖辺りが一生懸命やっていることも、もうやらなくていいよとなって、上流のほうにウチダザリガニがどんどん入り込んでいってしまうという話になるのかということですか。

3点目は、条例と法律の関係の解釈についてお聞きしたいのですが、第32条を見ると、「外来種のうち、道内又は道内の特定の地域における生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるものを、指定外来種として指定するができる。」となっているのですが、指定外来種の指定というのは、そもそも国の法律に上がっていないとできないという関係になっているのかどうかということですか。

この条例で、外来種のうち、こういうものについてできるということなので、この法律と条例の関係ですが、国の法律で外来種に挙がっていても条例では指定しなくてもよいというものもあり得るといことがここから導かれると思うのです。これは「できる」なので、権限規定ですからね。

ですから、必ずしも国で指定したものを条例で指定しなければいけないということではないですねという確認と、もう一点は、条例が指定する指定外来種というのは、国の法律で外来種と指定されていないものも道としては条例に基づいて指定できるのかというところを伺いたいのです。

○吉中部会長 事務局からお答え願います。

○事務局（橋本企画調整課長補佐） まず、放出が助長されるのではないかというのは、本州のほうではかなり広くアメリカザリガニが自然の中に生息していて、子どもたちが普通に捕ってお家で飼っていたり、学校に持って行って飼育の対象になったり、家庭の中も含めてかなり出回っている状況になっているので、そこに飼ってはいけない、譲り渡して

はいけないという法律の規制をかけると、そんな面倒くさいものは規制がかかる前に放してしまおうということで放出を助長するのではないか。さらに、子どもたちも関わっているような生き物について、これまでのような外来生物法の規制を適用するというのはなかなか難しいところがあります。

ただ一方で、生態系への影響もかなり顕著に表れておりますので、これにどのように法律の中で対応するのかということ、かなり長い期間、専門家が入って議論した中で、今回、条件つきという新たな制度を設けて指定をしたというのがこの経緯となっております。

ウチダザリガニに対してこれまでやってきた取組が軽減される、これまでの取組がやらなくなるのではないかと懸念に関しては、全く種類が違うので、ウチダザリガニはこれまでどおり取組がなされていくもので、アメリカザリガニは別なものとして新たに取組を進めていくことになります。

それから、国の外来生物法に挙がっているものと条例の指定の関係ですけれども、基本的に、国が指定したものは条例では指定しないということが条例の中の決まりとなっております。逆に言いますと、国の法律で指定されていなくても、北海道で外来生物が生態系などに影響を与えるものがあれば北海道として条例で指定します。一方で、全国的な問題となっているもので、北海道以外でも生態系等への被害が出ている外来種に関しては、もしこれが国の法律で指定されていなければ北海道の条例で指定するというごさいますけれども、これが今回のアメリカザリガニのように国のほうで指定されるということになれば、条例からは除外されて国の法律に従うことになるという関係になっています。

○吉中部会長 まず、リスクの面は、資料2-1の2ページ目に、これは環境省でつくっている資料なのでしょうか、指定状況のところ適用除外の理由が書かれていますが、既に飼われているものを放してしまうことを含め、リスクがあるのではないかとということで適用除外かと思っておりました。

それから、ウチダザリガニについては、資料2-3でアメリカザリガニを含めた国の指定状況の表がありまして、そこにウチダザリガニは別の科であるということで別扱いをされております。それから、国の指定との関係は、資料2-4の第32条の括弧書きのところを読むと私は解釈したのですが、むしろ児矢野委員にお聞きしたいのですが、外来生物法に規定する特定外来生物を除くということでしょうか。そこで読むということかと理解しましたが、間違っていないですか。

○事務局（橋本企画調整課長補佐） 今、部会長からご説明をいただいた内容で間違いございません。

○児矢野委員 よく分からないのですが、1点目は、これから廃棄するのではなくて、現状でいっぱい飼っていたり、子どもたちがやり取りしているので、それを法令で禁止してもあまり意味がないからという話ですね。

○白木委員 意味がないというよりも、飼っては駄目となってしまうと、みんなが一斉に

放してしまうおそれがあるわけです。

○児矢野委員 今、もう既に飼っては駄目になっているのですね。

○白木委員 だから、飼っては駄目というのはなくすという話です。

○児矢野委員 現在、飼ってはいけないことになっているので、このままでいくとという話ですね。

○白木委員 今、飼っては駄目とはなっていないのです。私も飼っていましたが、みんな既に飼っているのです。それを飼っては駄目というふうに今決めてしまうと、もう飼ってしまっているものを一斉に外に放されるおそれがあるのです。だから、それを除外しているということです。取りあえず、継続して飼うのはしようがないということです。

○児矢野委員 すごく基本的なことを教えていただきたいのですけれども、法律に基づく特定外来種に指定されているのは令和5年……。

これから法律が施行になるということですね。これまで指定されていなかったものがこれから施行されるので、その場合に飼ってもいいよという部分は認めておくという話ですね。

○白木委員 将来的にはどうなるか分からないですけれども、今のところは、みんなが放したら困るのでということだと思います。

○児矢野委員 分かりました。

それから、三つ目の法律と条例の関係がよく分からないのですけれども、第2条1項に規定する外来生物というのは何なのですか。第2条3項に定める特定移入動物というのは何なのですか。

○事務局（橋本企画調整課長補佐） これは、外来生物法の第2条1項に規定するということですが、生態系等に著しい影響を与えるという侵略的外来生物を特定外来生物と指定するということになっておりまして、それに該当するものです。

○児矢野委員 それを除くわけですね。除いて、北海道が独自に指定したほうがいいものを指定できますというのが第32条の規定ですね。

先ほどの話だと、国が新しく条件つきにして、それが第2条3項に定める特定移入動物に該当するということですか。だから、法律の改正と一緒にセットで条例も改正するという趣旨ですか。

○事務局（橋本企画調整課長補佐） 特定移入動物は、動物の愛護及び管理に関する条例の中で指定しているもので、アライグマとプレーリードッグとフェレットの三つは、ペットとして流通しているものですから、これを放さないようにするための管理の仕組みというものが動物愛護管理条例の中で定められていて、それも除くということです。つまり、それ以外のもので生態系、生物多様性に著しい影響を与えるものがあれば、条例に基づいて指定外来種に指定するという条項になっております。

○児矢野委員 先ほどのご説明だと、今回、改正が必要なのは、実質的判断、実態的判断によるのではなくて、法律改正を受けたものですね。つまり、指定されていなかったもの

が、今度、国の法律で指定されることになりました、条件つきです、北海道の条例では既に指定されています、その規制の内容が国と合わないので国の法律に合わせますという趣旨ですか。

○事務局（本間自然環境課長） 第32条を除外しますとなっていますので、今回、除外することを諮問させていただいているのですが、除外した以降は、外来生物法の条件つきの特定外来生物に指定されておりますので、法律の規定に従った取扱いになります。

○白木委員 国のほうで指定されたので、重複して指定ができないということですね。

○事務局（本間自然環境課長） できないというか、しないということを第32条で宣言しているのです。

○児矢野委員 でも、第32条にそんなことは書いていないですよ。

○事務局（本間自然環境課長） 括弧内がそれを指していると思います。知事は、外来種（特定外来生物）による法律の第2条1項に規定する特定外来生物を除くということで、これが除くに係ります。

○児矢野委員 でも、先ほどのご説明だと、アメリカザリガニは第2条第3号に定める特定移入動物には当たらないので。

○事務局（本間自然環境課長） 特定外来生物と特定移入動物を除く、条例で定める特定移入動物と法律で定める特定外来生物を除いた外来種の中で害を及ぼすものを北海道の指定外来種として指定するというのが第32条です。

ですから、今回、国が特定外来生物に法律に基づいて指定したので、第32条の条件からいくと合わなくなるということです。

○児矢野委員 そうすると、法律の第2条1項に規定している特定外来生物を除くだから、結局、指定外来種として指定することができるの権限から外れるという解釈ですね。

分かりました。失礼しました。

○吉中部会長 今のことと関連して疑問に思ったのですが、北海道の外来種に対しての取組というのはどうなる予定でしょうか。条例から外れたからもう何もしないということですか。どういうふうに理解すればいいですか。

○事務局（橋本企画調整課長補佐） 北海道では、外来生物の状況についてブルーリストで整理をしております、アメリカザリガニは生態系への影響が懸念されるものとしてリストアップされていますので、これまで、この条例で指定するという形で、外に広げない、放出させないという取組をしてきたのですけれども、今後は、法律に基づく縛りが出てきますので、この範囲内でまずは状況を見ていくことになると思います。必要に応じて対応していくというのは、これまでどおりということになると思います。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私が申し上げた懸念事項は、条例から外れたから国の責任なので北海道はもう何もしませんとかわずに、ぜひ必要な取組をこれからも進めていただければありがたいと思

って申し上げましたので、議事録に残していただければと思います。

今回の提案は、条例で書かれてあるとおり、法律で指定されたので条例から外さざるを得ないということだと思いますので、諮問をされた原案のとおり答申させていただくということでご異議はないでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉中部会長 それでは、諮問をされた原案のとおり答申させていただきます。

答申文としては、こんな形になるかと思います。

番号と今日の日付、北海道知事鈴木直道様宛て、北海道環境審議会会長の中村太士名で、指定外来種の指定の解除について（答申）、令和5年5月17日付自然第150号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、原案を適当と認める旨決議したので、答申しますという形で答申したいと思います。

皆さん、どうもありがとうございました。

○事務局（本間自然環境課長） ただいま答申をいただきましたが、吉中部会長をはじめ、委員の皆様には、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

道といたしましては、答申を踏まえまして必要な手続を進めてまいります。今後とも、外来種対策の推進に向けてしっかり取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご助言を賜りますようよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

○吉中部会長 それでは、続きまして、継続審議ですけれども、北海道生物多様性保全計画の変更についてです。

事務局からご説明をお願いします。

○事務局（橋本企画調整課長補佐） それでは、資料3-1についてご説明いたします。

まず、前回、3月30日の自然環境部会で、これまでの保全計画になかった新たに追加する事項として、目標とそこに向かうための戦略についてご説明させていただきました。

その際にいただいた主な意見としましては、まず、目標としてアウトプットの30 by 30の実現というものがあつたのですけれども、アウトプットとアウトカムで目標設定をしたところ、30 by 30を実現した結果としてアウトカムが実現されるのかどうか、その辺りは不明瞭だというご意見ですとか、基本戦略として4項目をお示ししたのですけれども、その基本戦略から目指す姿がなかなか見えてこないのではないか、あるいは、組立て、つまり、30 by 30を実現して恩恵がくるという形になっていて、目標に向かって何をやるのかが分かりづらいといったご意見をいただいております。

そこで、今回、30 by 30というのは、目標ではなくて手段ではないかというご意見もいただいておりますけれども、いつまでに何を達成するのかという明確な形ではなくて、目指す状態を目標とするということで、ある意味、アウトカムの目標ですけれども、ほかの県でもそのような形で目標設定をしているということが一般的ですので、まず、その目標の設定を変更することと、戦略の中に生態系等への影響の緩和というものを新た

に追加するという変更を加えまして、今回、改めて目標と、そこに向かう戦略についてご説明させていただきます。

そこで、資料の3-1をご覧ください。

全体の概要ということになりますが、基本方針としましては、生物多様性国家戦略が3月に閣議決定されましたけれども、2023年から2030年に対応した地域戦略を策定していくということで、2050年国際目標として自然共生社会の実現を目指しましょうということと、それに向けて、この地域戦略の中では2030年までの目標を設定して進めていくということを基本方針としております。

2050年は自然共生社会の実現、道民や企業の皆さんが自然の恩恵(生態系サービス)を享受し、それを理解している社会を2050年の目指す姿として設定しましょうということで、そこに向かうための2030年目標として、今回は、先ほどお話をしましたように、ネイチャーポジティブが実現していることと、自然共生社会の実現に向けた意識の醸成が図られていることを2030年の目標にしようということになっております。

これは、ネイチャーポジティブ、損失を止めて反転させるということを実現する中で、まず、直接的な戦略というのは、端的に言いますと、自然資本をちゃんと保全するというのが前回提示していなかったところですが、それをきちんと進めつつ、2050年の自然共生社会の実現に向かうための基盤づくりとして、道民や企業の皆さんの意識を変えていく戦略を進めていこうという形です。これまで保全ではなかなか進まなかったところに新たな対応として戦略的に進めていくということを考えるということで、今回はこの部分だけで戦略が出来上がっていたところが分かりづらい原因だったと考えておりまして、修正を加えております。

この二つのアプローチ、もう少し言いますと、自然へのアプローチと人々、道民や企業へのアプローチをそれぞれ分けて2030年目標の達成に向かうということが戦略の概要になっております。

次のページに、次期計画(案)と国家戦略やこれまで議論いただいた論点との関係を記載しておりますけれども、基本戦略の四つが国家戦略の基本戦略とかご議論いただいた論点とどこかで関わっているということで、交わっているところが関わるところと考えていますが、交わっているということをご確認いただければよろしいと思います。

次のスライドは、次期北海道生物多様性保全計画(案)の骨格概要図ということで、先ほどご説明した概要が図になっております。

特に、ネイチャーポジティブの実現の中に戦略を二つ、それから、自然共生社会の実現に向けた意識の醸成に戦略を二つ掲げておりまして、ネイチャーポジティブの実現から意識の醸成に向けて矢印が入っていますけれども、この意味合いについては次のスライドでご説明いたします。

次のページのネイチャーポジティブの実現(自然へのアプローチ)をご覧ください。

ここの考え方ですけれども、まさにネイチャーポジティブとしての生物多様性の損失を

止めて反転させる、これが現時点で必要という考え方になっておりまして、この戦略とし
まして、一つ目、これが今回新たに追加になっておりますけれども、生態系への影響の緩
和ということで、現在、道内において生態系の劣化がありますが、これを食い止めるため
に、原因となっている開発など、そこに伴う生態系の改編、この速度を低減させたり、あ
るいは、鹿などの生態系に影響を与えているような野生動物の個体数管理、それから、外
来種対策を進めるとともに、そのような影響の中で絶滅のおそれがある野生動植物の種の
保存、それから、今回ご議論いただいております再生可能エネルギーの促進に伴う生物多
様性の影響、あるいは、気候変動対策の中で防災対策が進められていますけれども、これ
による生物多様性への影響など、生物多様性は様々な気候対策の影響を受けているとい
う中で、このトレードオフをきちんと回避する、あるいは最小化するということが戦略の1
の中に加えております。

続きまして、基本戦略の2は、保護区の指定・OECMも活用した土地利用・管理の推
進です。

これは、これまでの条例や法律に基づく保護区の指定に、さらに環境省で進めておりま
すOECMという条例や法律に基づかない、ただ自然保護あるいは生物多様性の保全に寄
与する区域を活用した土地利用や管理の推進をしていくということが基本戦略の2となっ
ておりますけれども、これは、いわゆる守ることのみを目的としたこれまでどおりの保護
区とは違って、これを生態系ネットワークとして地域課題解決の元手としていこうと
いうのが矢印が下に向かっている理由になっております。元手として使うことで、次の戦
略として自然共生社会の実現に向けた意識の醸成、道民や企業の皆さんへのアプローチに
つなげていくということになっています。

考え方としましては、本道の中で生活していくこと、事業を営むという中で生態系サー
ビスを持続的に受け取り、2050年に自然共生社会を実現するということに向かってい
くためには、2030年には道民や企業の皆さんがその重要性を理解している必要性があ
るだろうという考え方に立ちまして、戦略の3と4を打っております。

なお、戦略の3は前回お示ししました戦略の3-4、それから、戦略の4は前回お示し
しました戦略の1に当たる内容となっております。

戦略の3は、戦略全体の中でも要になる部分と考えておりますけれども、生態系ネット
ワークを元手としまして、つまり、先ほど戦略の2で指定していくとお話をしました保護
区、OECMを活用する土地の利用、管理を元手としてつくられた生態系ネットワークを
地域の課題解決に活用して、そこで受け取った恩恵を可視化していこうというものです。

この中で、改めて流域単位に着目するということが記載しておりますけれども、これは、
河川管理を目的とするということではなく、あくまでも生態系のつながりを意識するた
めの戦略ということで流域単位を持ち出しております。

そして、地域の課題解決とか地域振興に貢献するような形で生態系サービスを抜き出し
て、それをどう見える化していくかということと、もしそのような過程の中で新たに自然

を再生することでよりよい自然との付き合いができるということが分かれば、自然再生を通じた生態系サービスの補強も行っていくということが戦略の3となっております。

さらに、意識の醸成を図っていくためには、自然と関わる機会を創出して、きちんと恩恵を実感することが必要だろうということで、基本戦略の4を打ち出しております。

このような四つの戦略を基に、2030年の目標は、本道の生物多様性が回復して、さらに道民や企業の皆さんが自然や野生生物との共生が暮らしや産業のためになるということを理解している状態をつくっていくという戦略となっております。

最後のページになります。

次期北海道生物多様性保全計画の推進ということで、計画の期間は2030年に目標を設定したまでのおおむね7年間、それから、進捗と管理の見直しですけれども、中間評価を行って、最終的に2030年度に向けて点検評価を行い、その結果に応じて見直しの検討を行う、それから、推進体制としましては、こちらの図にありますように、モデル地域の生態系ネットワークの中で様々な主体となる皆さん方と協力しながら、保全だけではなくて、経済とか地域振興あるいは教育など、様々なアプローチで2030年の目標の到達を目指すということです。これはモデル地域のイメージでして、これが全道に何か所か設定をして進めていくというイメージとなっております。

最後に、資料の3-2をご覧ください。

これは、前回お示ししたものと内容は変わっておりませんが、今日、5月17日に部会の皆様にご審議をいただきまして、6月には環境審議会親会がありますので、この結果をさらに親会でご審議いただき、7月末から8月の頭にかけて予定をしている次の部会で、30 by 30の目標が今は見えなくなっておりますので、例えば、戦略ごとに目標の設定が必要なのか、あるいは、戦略の進捗を図っていくための関連指標をどう設定するのか、具体的な取組をどうしていくのかということをご議論いただき、9月に親会からの答申をいただくというスケジュールを現時点では考えております。

私からの説明は以上です。

○吉中部会長 ありがとうございます。

時間がほとんどないので、今日は実質的な議論ができないと思いますが、まず、今のご説明に対してご質問がありましたらお願いします。

○松島専門委員 今回からの参加なので、教えていただきたいのですが、北海道では「戦略」ではなくて「計画」という言葉を使っているのはどういった理由があるのでしょうか。

○事務局（橋本企画調整課長補佐） 生物多様性保全条例の中で計画を策定することが決められているのですが、その条例ができる以前から生物多様性保全計画がございまして、条例ができて以降、これが地域戦略に当たるということも条例の中にきちんと位置づけて、この計画を地域戦略として取り扱っていくということにしているため、このような名称になってございます。

○松島専門委員 そうすると、戦略と計画が一体となっていると考えていいのですか。

○事務局（橋本企画調整課長補佐） 同じものです。名称が違うだけで、これは地域戦略でもあるということです。

○松島専門委員 イメージとしては、戦略があって、その下に具体的な計画というイメージですが、一体でもいいのですね。分かりました。ありがとうございます。

○吉中部会長 とても適切なお質問だったと思いますけれども、国の戦略は、国家戦略という名前で中に行動計画が入っているという位置づけです。これは、条例に保全計画という名前が明記されているということでしたね。条例に基づいて、名称は保全計画けれども、その中に戦略的要素と行動計画的要素の両方を含めたいということだと思います。

○事務局（橋本企画調整課長補佐） 名称として保全計画は使っていますけれども、これは生物多様性基本法に基づく地域戦略であるということを条例の中でうたっております。

ですから、その中に生物多様性保全計画がどういう構成になっているのかということとは記載されていないのですけれども、そういう設定をしておりますので、いわゆる地域戦略である戦略部分と、実行計画となる具体的な取組の部分はセットになっていると考えていただいて結構かと思います。

○吉中部会長 どうもありがとうございます。

○白木委員 先ほど、ご説明の最後に、各戦略に対する目標設定とか具体的な計画が必要かというお話をされていましたが、これが計画であるなら確実に必要だと思いますし、できれば後で評価ができるような具体的な目標を掲げることが重要かと思います。

そこで、意見なのですが、スライドの三つ目、2030年目標に「本道の生物多様性が回復し」とあります。この回復というのは、どういうところに目標を定めるかにもよるかもしれませんが、あと7年での生物多様性の回復というのは非常に難しいのではないかと思います。例えば、生物多様性を回復させるための基盤をつくるとか、現実的にはそのぐらいではないかと思います。これは私の意見です。

それから、スライドの四つ目の基本戦略の1ですが、最後の「種の保存や気候変動対策と生物多様性保全とのトレードオフの回避・最小化を図る。」という一文です。これは、種の保存を進めるということと、気候変動対策と生物多様性保全とのトレードオフの回避、最小化というふうに分かれるのではないかと思うのです。種の保存や気候変動対策と生物多様性とのトレードオフというのはちょっとおかしいと思ったのですが、いかがでしょうか。

種の保存を進めるということですね。気候変動対策と生物多様性保全とのトレードオフの回避、最小化を図るということですから、修正したほうがいいと思いました。

○吉中部会長 2点目は、まさにそうですね。このままだと変な日本語になっていますので、整理していただければと思います。

それから、2030年目標で、野心的な目標ということで書かれているのだと思いますけれども、野心的である一方で、全く達成できないものを書いてもしょうがないので、こ

れから皆さんで考えるべき2030年の具体的な目標、指標、あるいは、国の戦略では2030年の目指すべき状態目標と、それに向けてどういう具体的な行動をしていくのかという行動目標と、大きく二つに分けて整理されています。ですから、そういう整理をしていただいて、2030年目標を具体的なアンビシャスだけれども、アテーナブルな目標にすると、それに向けた状態目標、行動目標をぜひ考えていきたいと思っております。

今日は、中身をあまり議論できないと思うのですけれども、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○松島専門委員 今のご指摘は、2030年目標の中で、「多様性が回復し」と、「回復」をどこに持ってくるかだと思うのです。例えば、回復傾向であれば、今はずっとネガティブで減っているので、それをゼロではなくてプラスに変えるというかポジティブなので、生態系そのものはまだ回復していなくても、少なくとも回復傾向にあり、少し増えたというのが2030年で見られればいいという方向もあるのではないかと思います。

もう一つは意見ですが、論点の2番目に生態系サービスの最大化とありますが、最近は生態系サービスという言葉自体も使わなくなってきたと思うのです。ウェルビーイング、幸福を同時に得ようというのが生態系サービスだと思うのですけれども、今は、そうではなくて、QOLのほうに置き換えて評価しようという動きになってきていますので、生態系サービスを最大化するというのは使わないほうがいいのではないかと思いますというのが私の意見です。最近は、NCP、ネイチャー・コントリビューション・トゥー・ピープルという言葉が使われ始めていて、自然がもたらすものと翻訳されています。

○吉中部会長 それもぜひ検討していきたいと思えます。

特に、生態系、生物多様性の価値をどう評価するかというところで、生態系サービスという概念から金銭的な評価とかいろいろなことがされていますけれども、それでは評価できないQOL、あるいは、関係価値といいますか、生態系、生物多様性と人間との関係性ということも言われていますので、その辺はこれから少し工夫が必要かと思いました。

ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 基本戦略の4ですが、自然と関わる機会の創出だけではちょっと弱いと思います。もう少し積極的に普及啓蒙していくようなものが含まればいいと思います。

○吉中部会長 今、目標あるいは戦略そのものについてもいろいろなご意見をいただいているところですが、この後、具体的な目標、行動計画、施策みたいなものが出てくると思うので、そこでも自然と関わる機会を具体的にどうやって増やしていくのかということを確認していく必要があると思えます。

○児矢野委員 スケジュールを見ると、今日が中間取りまとめになっているのですけれども、今、吉中部会長がおっしゃったように、中身がどうなるかによって基本戦略の表現も変わってくる可能性もあるのですが、今日は基本戦略の1、2、3、4まで決めてしまうという話ではないですね。これは、7月審議となっていますけれども、見直したり検討をする機会はまだまだありますね。

○事務局（橋本企画調整課長補佐） 今、6月8日に環境審議会の親会を予定していただき、今日見ていただいている資料に今回いただいたご意見を反映させたものについて審議をいただく予定にしております。私たちとしては、この目標と戦略をベースにして、先ほどお話ししたような戦略ごとの目標や関連指標、具体的な取組についても併せて検討していきたいと考えています。我々としましても、方向性が固まらないと、その後ろのほうを議論できませんので、おおむねこの方向でよろしいということでしたら、そのような形で内容を進めていきたいと考えております。

○吉中部会長 今日議論をする時間がないので、まとめることも全く不可能ですが、今ご説明いただいたように、基本戦略、あるいは大きな2030年目標、大きな方向性をこんな形で進めたいというご意見でしたが、児矢野委員からもご指摘があったように、具体的な取組のイメージが我々の中でまだ共有されていません。あるいは、基本戦略の中での具体的な目標や、それに向けた行動目標は、皆さん考えていることがばらばらだと思うので、その辺を見た上で、もしかしたらまた戦略の構成の見直しとか大きな2030年目標の見直しもあり得ると考えてよろしいでしょうか。

○事務局（橋本企画調整課長補佐） もちろん、審議会の皆様のご審議の結果をどのように反映させるのかということで検討させていただきたいと考えています。

○吉中部会長 ほかにいかがでしょうか。

○坂東委員 資料の一番最後にモデル地域が出てくるのですが、モデル地域というのは、既に想定されている地域があるというイメージでしょうか。

○事務局（橋本企画調整課長補佐） 今の時点では流域単位に着目することにしておりますので、流域単位で生態系のつながりを意識したモデル地域としてどういう場所がいいのか、その選び方については具体的な取組の中身になってくると思いますが、そういうイメージで複数箇所を選定していくことを考えておりました。

○児矢野委員 そうすると、中身の話はいつ出てくるのですか。

前回、少しご説明があったような気がするのですが、今回は入っていません。スケジュールを見ると、具体的な中身の話は7月の最終審議のときにいきなり出てくるということですか。

というのは、すごく一般的な記述が多いので、これだけでは実質的な審議はかなり難しいのではないかと思います。7月に審議をして、そこが最終回で答申までしなければいけないとなると、大丈夫なのかという気がするのです。今日は実質的な議論ができないので、きちんと議論できるのかと思うのですが、進め方について事務局の考えをお聞きしたいと思います。

○吉中部会長 事務局、ご説明をお願いします。

○事務局（本間自然環境課長） スケジュールにつきましては、この表にあるとおり、令和3年度から表をつくっているのですが、ご存じのとおり、COPとか国家戦略がかなり後ろにずれ込んだという状況で、我々の審議もずれ込んでいます。

そして、今回の部会で中間取りまとめをさせていただきましたが、事務局でうまくまとめ切れておりません。前回の3月30日の部会で細かい文章をお示ししましたが、先ほどの地域脱炭素化の取組ではないですが、次期計画の方向性がなかなか定まっていないう状況もありましたので、今回は、具体的な文章ではなくて、こういった絵柄で、こういった方向性でいかご審議をいただきたいということでお示しました。

今回のご意見を踏まえて、こういった方向性がよろしいということであれば、次回の親会でもこういった方向性で進みたいということで、ご審議いただいた後、もう一度、3月にお示した細かい、具体的な行動目標になるのか、具体的な取組ということでご議論をしていただきたいと思っております。

恐らく、このスケジュールどおりだとまとめ切れないので、このスケジュールはフィックスではないですから、審議過程を見て、審議が足りないということであれば、部会を新たに追加してご審議いただくということもあろうかと思っております。

○吉中部会長 私もそう思います。もう一回やって、それで答申というのは無理ではないかという気がしていますし、COPが遅れたということもありますが、拙速に案をまとめてつくってしまうより、むしろ丁寧につくっていくプロセスを大事にしたほうが、できた後の実効性が高まるのではないかと思っております。

具体的には、できるだけ一般の人、あるいはNGOの人の意見をもう少し丁寧に聞くプロセスを持つとか、意見交換会をするとか、そういうことも含めて、少し時間がかかるかもしれませんが、丁寧につくっていったほうが、後で使えるもの、みんなが自分のものとして考えてもらえる案になると思っております。

そういう意味で、今、示していただいているスケジュール案は少し後ろに延びて、最悪、来年度にまたがることもあり得るのではないかと私は思っておりますので、事務局でもその辺をお考えいただければと思います。

○事務局（本間自然環境課長） 分かりました。

○児矢野委員 私も部会長がおっしゃることに賛成なので、次回の親会の際に、そういうことも含めて、部会ではこういう意見が出ていて、こういう方針でいきたいという話になっているということもご説明いただいたほうが良いという気がします。親会として、もうこれで決まりねという話になってしまうと困るので、よろしくお願いします。

○吉中部会長 事務局のつくられる資料は微修正されると思いますけれども、説明ぶりを少し考えていただければと思いますし、もちろん、私も出席しますので、そこで補足説明させていただきたいと思っております。

親会に出られる委員の方からも必要に応じてご発言をしていただければと思います。

途中で終わってしまうような感じですが、今日、大きな方向性について部会の皆さんに見ていただいて、いろいろな意見が出て、これでフィックスになったものではないということで、6月の親会にも報告して、親会でもいろいろな意見が出てくるかと思っておりますので、そこでの意見を踏まえて、次回、できるだけ早くお集まりいただいて、具体的な

中身をご審議いただくというプロセスを加速させていきたいと思えます。ただ、加速するにしても、先ほど申し上げたとおり、拙速にするのではなくて、丁寧に、道民の方の計画として使えるものになる努力をしていきたいと思っておりますので、引き続きのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

親会が6月8日に予定されていますので、専門委員からも、今日言えなかったことを、メールでも結構ですので、事務局と私なりに送っていただければ、それも含めて親会でご報告したいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

まだまだご意見などがたくさんあると思えますが、今日はここまでとさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

事務局にマイクをお返しします。

3. 閉 会

○事務局（本間自然環境課長） 吉中部会長、議事進行をありがとうございました。

また、各委員におかれましては、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

本日もご審議いただきました生物多様性保全計画の変更につきましては、先ほど申しましたとおり、来月開催予定の親会でまたご審議をいただくことになっております。親会でのご審議を経て、さらに当部会において審議を進めていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次回の部会につきましては、改めて日程調整をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、北海道環境審議会自然環境部会を終了いたします。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上